

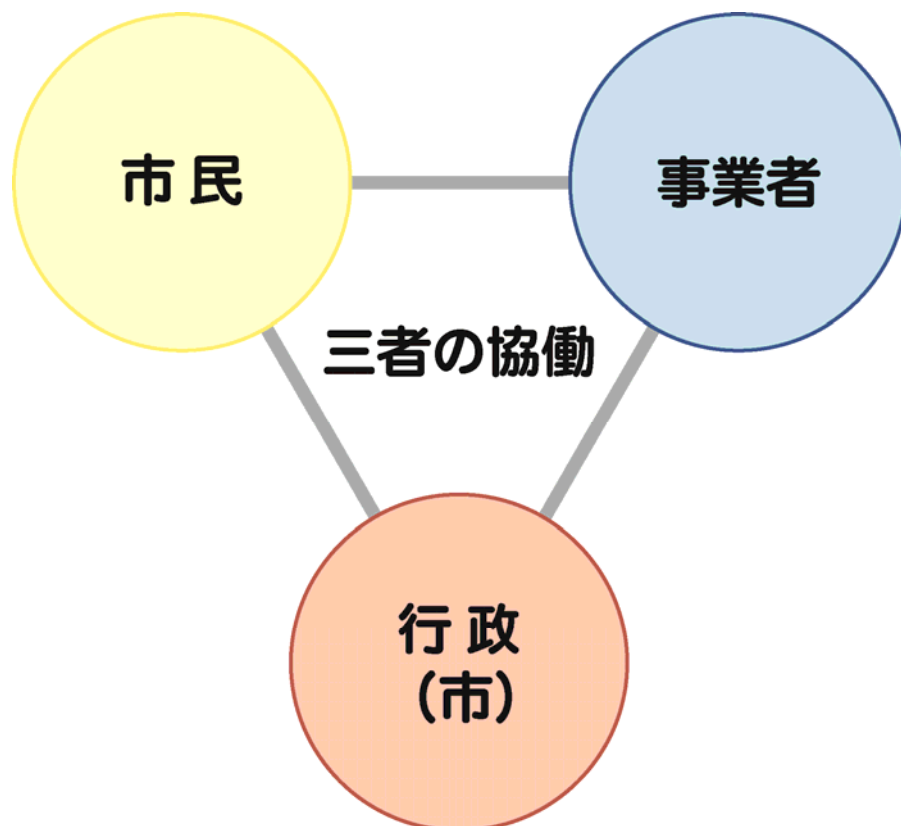


5章 景観まちづくりの推進方策

これまで、景観類型ごとにめざすべき方向性や、地域の景観資源の確認を行いました。本章では、明石らしい景観を形成するための具体的な景観まちづくりの推進方策を示します。

そのためには、一人ひとりが景観まちづくりの主役であることを認識し、市民・事業者・行政（市）がそれぞれの役割を担うとともに、三者協働による取り組みを進めることが重要です。

住む人のまちへの愛着、その思いに対する行政の支援や公共事業等における先導的な役割、そして、建物を建てる事業者の積極的な参画など、市民、事業者、行政の三者が協働で取り組むことで、いつまでも住み続けたいと思えるまちが創られます。



1. 行政による先導的取り組み

景観まちづくりを推進するためには、市民、事業者、行政（市）の三者が一体となり取り組むことが求められます。とりわけ行政は、公共空間の整備において先導的な事例を示すとともに、市民、事業者の誘導等の責務を担っています。

そのため、以下の施策に取り組みます。

(1) 先導的な景観整備

公共建築物の整備や、道路事業、公園事業などの公共事業は、より良い景観を形成する上で重要な要因となります。

そのため、事業の実施にあたっては、次の点に留意する必要があります。

- 地域の特性を考える
- 良好な周辺景観と調和したデザインとする
- 優れたデザインの事例を創る
- 緑化を推進する
- 自然素材を活用する
- ユニバーサルデザイン※に配慮する

《道路》

- 防災上また景観上重要と認められる場合、電柱等の障害物を取り除くことで、安全性とすっきりとした空間を確保する。
- 都市計画道路などでは、道路空間の緑化を進め、うるおいのある空間を形成する。また、まちかど等においても、敷地に余裕がある場合は、植栽や、休憩施設等を設置する。
- 案内標識板等は、地域ごと、分野ごとに統一したデザインとするように努め、景観阻害要因とならないように配慮する。



本町旧浜国道



明石駅北側公園前線

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



- 地域の特性に合わせ、自然素材の使用や美装化舗装により、地域の景観を演出する。
- 沿道の道標、碑などを保全することで、歴史的景観に配慮する。

《公園》

- 樹種の選定や植え方の工夫により、周辺にうるおいを与える。
- 公園内の施設については、間伐材など自然素材を活用するとともに、やすらぎの場となるように工夫する。
- 周辺植生構成種を活用した植樹により、地域の特性を演出する。



中尾親水公園



朝霧公園

《海岸》

- 西部海岸においては、養浜事業によりできた砂浜など海岸の保全・育成を図る。
- 海浜と調和した緑地帯の形成や、放水路と突堤との一体化を図ることなどにより自然景観との調和を図る。
- 海を望む休憩施設の整備や防潮堤の改修により、海岸部からの「日の出」「夕映え」を楽しむことができる優れた眺望点の整備を図る。
- 海水浴場、海浜利便施設、海浜公園などの整備により、海浜レクリエーション空間としてふさわしい景観形成を図る。
- 防波堤、護岸などの施設の整備にあたっては、自然石などを使用することで海浜環境との調和を図るとともに、海上からの眺望景観についても配慮する。



松江海岸



屏風ヶ浦海岸

《田園・ため池》

- ため池の堤については、周辺との景観に配慮した整備を行うとともに、親水広場や散歩道として活用することで、自然景観の活用を図る。
- ため池の水質を改善し、親水空間として整備することで、うるおいのある自然景観を形成する。
- 休耕田などでは、れんげ、コスモスなど季節感のある景観形成植物により、市民がやすらぐことができる自然景観を形成する。



烏池



中笠池

《河川》

- 散歩道としての再整備や植栽などによる河川敷周辺の利活用を図る。
- 河川護岸を多自然型工法などで環境との融和を図り、自然景観に配慮する。



朝霧川



瀬戸川

《公共建築物》

- 地域の特性を考慮した形態、色彩とすることで、周辺景観との調和を図る。
- 大規模な建築物、工作物の場合は、周辺との調和に配慮した上で、ランドマーク※となるような優れたデザインを施す。
- 外構だけでなく屋上や壁面の緑化を推進することで、うるおいのある空間を形成する。
- 素材の選定にあたっては、時間の経過とともに趣の増す自然素材などを活用し、味わいのある景観を形成する。



文化博物館



ふれあいプラザあかし西

※印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



(2) 行政の推進体制の整備

行政が対応すべき方策は、既にある景観条例の積極的な運用をはじめとし、公共空間の整備など多岐にわたります。そのため、関係部局との連携や調整を強化するとともに、組織の推進体制の整備を図ります。

(3) 公共事業届出制度の実施

より良い景観を形成する取り組みは、市民、事業者、行政が一体となり推進する必要がありますが、中でも行政が実施する道路、公園などの整備事業の役割は重要です。各事業においては、本基本計画に沿った整備を行うことが求められますが、より実効性のあるものとするため、計画段階での助言、指導を行なう仕組みとして、公共事業届出制度を実施します。

(4) 職員意識の向上

景観まちづくりを推進するためには、景観担当部局の取り組みだけでなく、各事業を遂行する部局の取り組みとともに、職員一人ひとりの意識が重要になります。そのため、職員の意識、知識の向上を図るため、研修会等を実施します。



景観に関する講演会

2. 都市景観条例に基づく景観行政の推進

個性豊かで美しい都市景観の形成を目的に制定された都市景観条例には、基本的な施策が掲げられています。

条例制定後、都市景観形成重要建築物等の指定や大規模建築物等の届出制度の実施など、一定の成果を上げていますが、引き続き、目的実現のため、以下の条例に基づく施策に取り組みます。

なお、条例改正が必要となる「景観法^{*}」については、今後の市民意識の高揚と、景観まちづくりの進展に応じて移行するものとします。

(1) 都市景観形成重要建築物等の指定

地区の景観を特徴づけている建築物等について、その保全を図るため、都市景観形成重要建築物等として指定します。(平成 22 (2010) 年 3 月末現在 15 物件指定)



重要建築物指定の銘板

(2) 都市景観形成地区の指定等

本計画における「推進地区」を中心に、都市景観形成地区の指定などを積極的に行い、景観まちづくりの目標や方針、具体的なルールを定め、地域に応じた誘導・規制を図ります。(平成 22 (2010) 年 3 月末現在 1 地区指定)



大久保駅南地区

^{*}印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。



(3) 大規模建築物等の届出制度の実施

都市景観条例に基づく主要な施策の一つとして、都市景観の形成に大きな影響を及ぼす大規模な建築物の建築等の行為を行う際に届出を求め、建築物の形態や色彩を定めた誘導基準に基づく指導・助言を行う制度（大規模建築物等の届出制度）があります。この制度において、より地域特性に応じたきめ細やかな指導、助言を行うため、現行の全市一律の届出規模及び誘導基準について見直します。

また、見直しにあわせて誘導基準をわかりやすくしたガイドラインを作成するとともに、景観上特に重要な建築物等については、有識者がより専門的な見地から助言・指導するアドバイザー制度を実施します。



周辺に配慮したデザインの事例

(4) 都市景観市民団体の認定・設立

地域の景観を守り、育て、創るため、都市景観の形成に有効な活動を行っている団体を都市景観形成市民団体として認定しますが、その設立に至るまでの活動については、まちづくり活動支援制度の活用等により支援します。



植樹活動

(5) 都市景観賞等の実施

良好な都市景観の形成に著しく貢献している建築物等を選定し、その所有者、設計者及び施工者や、都市景観の形成に顕著な功績があった個人又は団体を表彰する都市景観賞等を実施します。



都市景観賞表彰式

(6) 都市景観形成重要建築物等への助成

市民参画・協働の景観まちづくりを円滑に進めるために、以下のような事項について助成を行うとともに、指導・助言などの技術的援助を行います。

- ア 都市景観の形成に著しく貢献すると認められる行為
- イ 都市景観形成重要建築物等の修復等
- ウ 都市景観形成市民団体の活動



(改修前)

(改修後)



重要建築物の改修



3. 三者協働による取り組み

景観まちづくりを推進するためには、市民、事業者が自ら主体であることを認識し、行政と一体となり三者協働の取り組みを進める必要があります。

そのため、以下の施策に取り組みます。

(1) タウンウォッチング*等の実施

住民のまちへの愛着が景観形成の基本といえます。日々の暮らしの中では、まちのよさに気づかないことがあります。あらためて見直してみると、新たな発見や再認識があり、そこからまちへの意識が変わり、わがまち意識が醸成されます。地域の景観を見直し、まちへの愛着を育み、親しみのある景観を形成するためタウンウォッチング*等を実施します。

谷八木地区での取り組み ～谷八木景観探偵団ワークショップの実施～

平成 19 (2007) 年度、市民参加による景観まちづくりのモデルケースとして、大久保南コミュニティ区の谷八木小学校区において、地域住民による谷八木景観探偵団ワークショップを実施しました。まち歩きと意見交換などを通して、住民自らが地域の身近な景観資源を再発見し、景観まちづくりの方向性を共有しました。



(谷八木景観探偵団ワークショップの様子)

*印の言葉は、巻末の「語句説明」に解説があります。

(2) 景観ウォーク等の実施

明石には、地域の特性をあらわし、住民が誇れる海岸線をはじめ優れた景観が数多くあります。そのような景観を認識することは、景観まちづくりへの理解につながるため、景観ウォーク等を実施します。

また、景観への理解と意識の向上に向け、広報誌、パンフレットなどにより、良好な都市景観の事例などを紹介し、景観まちづくりを実践するための情報を広く提供します。

さらに、講演会、シンポジウム、出前講座をはじめ、まちかどやまちなみなどをテーマにした写真展やコンクールなどを開催し、市民参加、協働の景観まちづくりを推進します。



景観ウォーク

(3) 都市景観形成重要建築物等の活用

地区の都市景観を特徴付けている建築物等を都市景観形成重要建築物等に指定し保全しています。そのような貴重な景観資源である都市景観形成重要建築物等については、地域への愛着を持つきっかけとするためにも、所有者の理解を得ながら公開するなど、活用を検討します。



重要建築物の見学

(4) わがまちあかし景観 50 選・わがまちあかし十景の活用

公募し選定した「わがまちあかし景観 50 選」とその中から市民が選んだ「わがまちあかし十景」は明石を代表する景観です。いずれの景観も市内外に誇れるものであるため、市のPRや景観への意識啓発のため、ポスターの作成、配布等により活用していきます。



わがまちあかし十景卓上カレンダー



(5) 景観のPR等

景観は、眼に映るものと、それを感じる心から成り立っています。伝統的な祭りや干しダコのように、明石に住んだことで愛着のわく景観がありますが、このような伝統行事や風物詩等の景観は、地域の歴史や特性が反映されたもので、明石らしさを代表する景観の一つとして、PR等を行います。

また、違法駐輪防止などの推進運動についても、美しい景観形成につながるものとして支援します。



御厨神社秋祭り



干しダコ



迷惑駐輪防止啓発活動